

## 漁業経営継続支援給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大により、水産物の消費が落ち込み、売上等に大きな影響を受けている町内の漁業者に対して、経営を継続するための支援として、給付金を支給いたします。

### 対象者

- ・町内に住所を有し、町内において漁業経営している個人事業主及び法人等

### 対象要件

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から5月までのいずれか1ヶ月の売上が前年同月比で20%以上減少していること
- ・今後も漁業経営を継続する意思があること
- ・町税に滞納がないこと
- ・巨理町新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金を申請していないこと。（事業継続支援給付金と重複申請は不可。）

### 給付金額

- ・1経営体あたり10万円（上限額）
- ・給付金の支給は1経営体1回限り

### 申請書類等

- ・2019年分確定申告書類の写し  
※青色申告者については、所得税青色申告決算書の控えも必要。
- ・2019年分と2020年分の同月の売上が20%以上減少したことがわかる書類(帳簿又は通帳等)の写し
- ・本人確認書類（運転免許証等）写し
- ・申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ・印鑑  
※その他、①給付金申請書、②売上額の減少率計算様式、③個人情報等確認同意書は農林水産課に備え付けとなります。

### 申請期間

- ・令和2年6月1日（月）から令和2年7月31日（金）まで

### 問い合わせ先・申請先

- ・巨理町農林水産課水政班 TEL：0223-34-0503